

学報 神戸大学

No.12

官報 参照 事項

- 政令第三二九号 予算決算及び会計臨時特例の一部を改正する政令(十一月六日)
- 政令第三三二二号 恩給給与規則の一部を改正する政令(十一月十三日)
- 政令第三三八号 建築基準法施行令(十一月十六日号外)
- 総理府令第四四号 恩給給与細則の一部改正(十一月十三日)
- 建設省令第四〇号 建築基準法施行規則(十一月十六日号外)
- 通商産業省令第七号 電気需給調整規則改正(十一月十五日)
- 人事院規則 六一一格付の権限及び手続(十一月二十日)
- 人事院規則 六一二職務調査(十一月二十日)
- 文部省告示 第六九号 教育職員免許法施行法の規定による教員養成機関指定(十一月十日)
- 建設省告示 第一一六一号 建築士法附則に基づく業務経歴書の様式(十一月七日)

- 建設省告示 第一一六二号 建築士選考基準(十一月七日)
- 人事院告示 第一一〇号 人事院規則六一〇(職種及び職級の決定及び公表)に基き職種及び職級の施設決定(十二月一日号外)
- 人事院公告 四級職国家公務員(事務補助職員)採用試験公告(十一月十七日)

達 示

日本育英会奨学金取扱規程

- 一、本学の日本育英会奨学金の取扱はこの規程に基いて行う。
- 二、本部の受入
 - 1 日本育英会奨学金(以下奨学金と云う)は総て事務局会計課(以下本部と云う)において受入れする。
 - 2 本部において受入れた奨学金は、必ず学長名義の銀行預金として取扱わなければならない。
 - 3 本部においては奨学金の出納を明らかにするため総括出納簿を備えなければならない。
 - 4 本部において日本育英会より奨学金の交付を受けたときは、遅滞なく奨学金受領報告書(書式一)を日本育英会へ送付しなければならない。
- 三、本部より各学部分校への配付
 - 1 本部においては当月分の奨学金を毎月五日までに各学部分校毎に区分した奨学金内訳書(書式二)二通を作成して交付すると同時にその合計金額に相当する奨学金を各学部分校事務長に現金(神戸市以外は銀行送金)で交付する。
 - 2 各学部分校は本部より配付を受けた奨学金については事務長の責任において会計課で取扱わしめる。
 - 3 各学部分校会計掛(以下各部と云う)は出納簿を備え奨学金の出納を明らかにしなければならない。(奨学生事務取扱要項補遺書式三参照)
- 四、奨学生への交付
 - 1 各学部分校は交付された奨学金を所定日に奨学生へ交付しなければならない。

- 2 奨学金を奨学生へ交付する場合には厚生補導掛で交付する学生カードを呈示せしめ現金を交付する、なお同時に領收証および奨学生カードに調印せしめなければならぬ。
- 3 奨学金交付の期間を毎月六日より十五日までとする。
- 4 毎月十五日までに交付未了の者があつた時はその未交付金は直ちに事務長名義の預金に預け入れ翌月の交付期までに交付を停止する。但し特別の事情がある認められる者に対してはこの限りではない。
- 5 休学退学辞退などの事由によつて交付を必要としないことが明らかになつた奨学金は直ちに本部へ返送しなければならぬ。
- 五、報告事務

- 1 各都府は毎月二十五日までにその月二十日現在の奨学金領收証(書式二)当月分受払計算書(書式四参照未交付者現在調(未交付の事由ならびに金額を記入)を本部に送付しなければならぬ。
 - 2 本部は前項に基いて毎月末日本育英会へ奨学金受払報告書(書式四)を作成し奨学金領收証(書式二)を添付の上送付しなければならぬ。
 - 六、監査
 - 1 本部は各学部分校の奨学金取扱に關し臨時監査を行わなければならない。
- この規程は昭和二十五年十二月一日から施行する。

任 免 辞 令

各通 (京都大学) 教官 小西 一郎
(全) 坂 静雄

兼ねて神戸大学教授に補する
工学部勤務を命ずる (十月十五日文部省)

九州大学講師に補する 九級四号俸を給する
文学部勤務を命ずる (十月三十一日文部省)

教官 内藤 莞爾

(中央气象台) 技官 皆川 理
神戸大学教授に補する 十一級四号俸を給する
文理学部(理科)勤務を命ずる (十一月十日文部省)

助手 北村 良夫
人事院規則一五の六に依り向う九ヶ月間療養を命ずる (十月三十日)

國延 和之

備員(事務見習)を命ずる 二級三号俸を給する
教育学部兼文理学部御影分校勤務を命ずる (十一月一日)

神戸大学助手を命ずる 六級三号俸を給する
文理学部(理科)勤務を命ずる (十一月五日)

藤井 忠男

官吏俸給令第七条に依り俸給の半額を減する
(十一月十四日)

官吏俸給令第七条に依り俸給の半額を解
(十一月二十日)

備員(小使) 大野喜代志
備員(小使) 大野喜代志

池上 弘

雇を命ずる 五級一号俸を給する
教育学部明石分校勤務を命ずる

雇を命ずる 六級二号俸を給する
事務局庶務課勤務を命ずる

川副 康藏

各通 雇を命ずる 三級三号俸を給する
工学部勤務を命ずる

中平 一郎
後藤 愛二

雇(タイピスト)を命ずる 四級二号俸を給する
学生部補導課勤務を命ずる
(以上十一月二十一日)

備員(作業員) 福島 有俊
教育学部明石分校勤務を命ずる

各通 事務官 能勢 二郎
全 遠矢 和彦

願に依り本官を免する
増崎 宗弘

神戸大学助手を命ずる 六級二号俸を給する
経済経営研究所勤務を命ずる
願に依り雇を免する (以上十一月三十日)

雇 亀井 三郎

十一月二十日退職(死亡)
教官 林 健二

十一月二日退職(死亡)
備員 三好八十八

雑 報

◎第二回日本学術会議会員として左記教官が当選された

第二部(法・学) 柚木 馨
第三部(経済学) 坂本彌三郎
宮田喜代藏
平井泰太郎
古林 喜楽

◎名譽教授法学博士藤齋常三郎氏(専攻科目 破産法・和法議)は昭和二十五年十月六日第七回日本学術会議總會において日本学士院会員(第一部人文科学)として選定せられた

教官 二宮 尊道
教官 大塚 俊郎

◎昭和二十六年米回留学生として合格された
教官 田中 薫

◎渡米中の処十二月三日帰国された
教官 吉川 貫一

◎昭和二十六年度進学適性検査第四検査場実施責任者を依頼する (十一月十日)
教官 白杉 三郎

◎昭和二十六年度進学適性検査第二検査場実施責任者を依頼する (十一月三十日)

◎昭和二十六年一月元旦名刺交換会を神戸大学主催で左記により開催いたしますから教職員各位御参加下さい。

一、日時 昭和二十六年一月元旦 午前十時—午前十二時
一、場所 六甲台職員食堂 (会費不要)

◎昭和二十六年度神戸大学入学試験委員を命ずる (十二月一日)

委員長 学 長 田中保太郎
委員 文理学部 長 今井林太郎
文理学部理科学 楠 正貫
教育学部 代理 黒田英一郎

- 委員
 法学部長 北村 五良
 経済学部長 坂本彌三郎
 経営学部長 福田敬太郎
 工学部長 城野和三郎
 御影分校主事 富田 雅次
 姫路分校主事 荒木 良雄
 学生部長 八木 助市
 補導課長 村上 俊雄
 厚生課長 山村 武夫

◎職階制公示文書について
 文部省より職階制に関する公示文書が本部庶務課人事掛にきておりますから御覧下さい。

◎湯田・玉造 保養所閉鎖について
 この度都合により標記保養所を十一月末日限りで閉鎖したから通知します。

● 主 要 日 誌

- 十一月六日 文部省田中施設部長来学
 十一月十二日 理論経済学界、財政学界開催
 十一月十三日 全右学界引続き行
 十一月十六日 アジア経済専門委員会開催
 十一月二十六日 国立大学協会第二回総会に長島事務局長出席
 十二月一日 社会科学研究論集第一号刊行
 十二月四日 国民経済雑誌第八十二卷第五号発刊

昭和26年度進学適性検査場、受検者数一覧表

検査場 検査号	検査場 担当校名	受 検 番 号	受 検 者 数
第一	神戸大学経済学部	1 — 1049	1.049
第二	" 経営学部	1050 — 2460 9900 — 9901	1.413
第三	" 工学部	2461 — 3348	888
第四	" 教育学部	3349 — 4425	1.077
"	" 全 上	4426 — 5024	599
第五	" 全 上	5025 — 6023	999
第六	" 明石分校	6024 — 6096 9899 9902 — 9903	676
第七	" 城北分校	6097 — 7308 9904 — 9920	629
第八	" 姫路分校	7309 — 8891 9895 — 9898	1.587
第九	" 全 上	8892 — 9277	386
第十	" 法学部	9278 — 9594	317
第十一	" 工学部	9595 — 9894	300
計		1 — 9920	9.920

(備考) 第四検査場として2ヶ所設置